

## 別紙 1 の 1

### 新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業運営業務委託仕様書

#### 1 目的

本事業は、電力価格高騰により経営に大きな影響を受けているものの、国の総合経済対策の支援対象外となっている特別高圧電力を利用する県内中小企業等に対して負担軽減を図るものである。

#### 2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 6 月 19 日（金）まで

#### 3 業務内容

##### (1) 新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業運営業務

受託者は、新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業における補助金（以下「補助金」という。）の交付業務の事務局として、以下のア～ウの業務を行うこと。

##### 事務局の人員配置について

受託者は、管理責任者を配置した上で、本業務委託を遂行するために必要な人員を配置し、業務を行う。

なお、必要な人員については、管理責任者 1 名及び業務従事者 1 名の計 2 名を基本とするが、申請状況を踏まえ、追加が必要な場合は県に協議すること。

##### ア 補助金の審査等

- 新潟県が作成する「新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」及び「新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）」に基づき、補助金交付申請書兼実績報告書受理、審査等の業務を実施すること。なお、申請者に対する補助金の支払いは新潟県が行う。
- 補助金交付申請書兼実績報告書において受託者が審査すべき内容は、下表のとおりである。

##### 補助金交付申請書兼実績報告書における審査内容

交付申請者の要件の確認
（特別高圧電力を利用する県内中小企業等であることの確認等）
交付申請額の確認
（特別高圧電力の利用量及び交付申請額の確認）
その他必要書類の提出の有無及び記載等内容の確認

- 交付要綱及び交付要領において定める業務は、別紙 1 の 2 「新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金交付要綱に基づき受託者が実施する業務」を参照すること。また、補助対象者、補助金の額等は別表 1、事業の開始から補助金交付まで流れは別表 2 のとおりである。
- 交付要綱に基づき申請者から提出された申請書等の一切の書類の原本を新潟県へ移管すること。

## イ 事業の周知

- ・ 事業を周知するための特設Webページを作成すること。
- ・ 過去、本補助金の交付を受けた実績がある事業者等に対しては、電子メールにより、直接周知を行うこと。

## ウ 補助金交付申請に係る手続き等の支援

- ・ 交付要綱に基づく補助金交付申請等の手続きを進める事業者等からの問合せに対応すること。なお、対応は電子メールを基本とするが、事業者の要望に応じて電話での対応も可能とすること。ただし、コールセンターのように常時電話対応が可能な体制を構築する必要はない。

## (2) 報告書作成

本事業終了後、報告書（補助金審査実績、問い合わせ対応状況等）を作成し、県に提出すること。

- ・ 報告書 1部
- ・ 交付要綱に基づき提出された申請書類等一式の原本 1部

## (3) その他

昨年度実施した補助事業の情報（申請事業者名・連絡先）は、新潟県から受託者に対して提供する。

## 4 審査等見込件数

業務内容	想定件数 ※1	過去実績 ※2
交付申請書兼実績報告書の受理、審査、交付決定及び額の確定等の通知	70件程度	①67件 ②70件 ③64件
申請等の取下げの受理	0～1件程度	①0件 ②0件 ③0件
変更承認申請書等の受理、審査、変更承認等の通知	0～1件程度	①0件 ②0件 ③0件
廃止承認申請書等の受理、審査、廃止承認の通知	0～1件程度	①0件 ②0件 ③0件
特別高圧電力利用報告書の受理、審査	7件程度	①6件 ②7件 ③7件

※1 上記件数はこれまでの補助実績を基にした想定であり、事業者等の状況変化により増減する可能性があるが、審査件数の増減により契約金額の変更は行わない。

※2 ①は令和5年1月～9月分の支援件数、②は令和5年10月～12月分の支援件数、③は令和6年1月～5月分の支援件数を指す。

## 5 委託料

委託料には、本委託業務実施のための人件費、物品・資材の調達費用、チラシの作成費用のほか通信料なども含め本委託業務の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

## 6 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を機密情報として扱い、新潟県が指示又は承認した場合を除き、目的外の利用、第三者への開示、漏洩、転写又は譲渡してはならない。契約期間終了後においても同様とする。

## 7 取得した情報の取扱い

業務上取得した情報は全て新潟県に移管し、受託者が有している情報は、契約期間終了後、電子データを含み一切を破棄することとする。

## 8 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、新潟県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 9 委託事務の条件

受託者は新潟県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。

## 10 その他

この仕様書に規定のない事項及び既に決定している事項の変更については、新潟県と協議のうえ、決定する。

## 別紙 1 の 2

### 新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業 補助金交付要綱に基づき受託者が実施する業務

新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業において、受託者が実施する補助金審査等の業務は、以下のとおりとする。なお、受託者に提出される交付申請書や受託者から送付する交付決定通知等、全ての書類は、電子データのみで授受することを基本とするとともに、紙媒体で保管することを要しないこととする。

- ア. 補助金交付申請等の手続きを進める事業者からの質疑等への対応及びその申請等支援
- イ. 補助金交付対象者に対する事業の周知
- ウ. 補助金交付申請書等の受理、審査、交付基準等に基づく補助金の交付決定の通知
- エ. 申請等の取下げの受理
- オ. 申請内容等の変更承認申請書等の受理及び審査、変更の承認の通知
- カ. 申請等の廃止承認申請書等の受理及び審査、廃止の承認の通知
- キ. 特別高圧電力利用報告書の受理、審査
- ク. 補助事業者に対する必要に応じた状況の照会又は調査
- ケ. 交付申請書等の書類一式の新潟県が指定する帳簿(電子)による整理、原本及び帳簿の新潟県への移管
- コ. その他、交付要綱に基づく業務を遂行するにあたり必要な事項であって、新潟県と受託者の協議により定める業務

別表 1 (交付基準)

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる 1～3 の要件をすべて満たす事業者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内の事業所（工場、事務所、商店等）で事業を行っている中小企業、ただしみなし大企業は除く</li> <li>2. 小売電気事業者から特別高圧契約に基づく電力供給を受け、電気料金を負担している者（小売電気事業者と直接契約関係にならない（工業団地や商業施設等に入居している）事業者を含むが、使用する電力量(kWh)が明確でない場合は補助対象外とする）</li> <li>3. 公序良俗に反する事業及び公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等）に該当しないこと。</li> <li>4. 本補助金受領後も事業を継続する意思がある者（別途県が定める様式等の提出により確認）</li> </ol> <p>ただし、上記に該当する場合でも、以下に列挙する事由のいずれか一つでも該当する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「みなし大企業」</li> <li>・ 国、県、市町村その他これらに準ずるもの</li> <li>・ 新潟県が出資している法人</li> <li>・ 反社会的勢力に属するまたは関連する者（要綱第2条第1項各号に該当する場合）</li> </ul>
<p>補助申請者</p>	<p>補助申請は、次に掲げる事業者等のいずれかが行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小売電気事業者と<u>直接契約を結び</u>、特別高圧電力を利用している中小企業</li> <li>2. 小売電気事業者と<u>直接契約を結ばずに</u>、特別高圧電力を利用している中小企業（工業団地や商業施設等に入居している事業者）</li> </ol>
<p>補助金の額</p>	<p>令和8年1月から3月までに利用した特別高圧電力量（当該期間の値を明確に示せない場合は、当該期間を最も多く含む3か月分の値とする）に以下の単価を乗じた金額とする。なお、補助金の額に上限は設けないが、予算額を超える申請があった場合は単価を調整し補助金の額を減額調整する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年1月から2月までの使用分：2.3円/kWh(上限)</li> <li>・ 令和8年3月の使用分：0.8円/kWh(上限)</li> </ul>

別表2 (補助金交付までのフロー案)

